

高浜原発差し止め覆す

大阪高裁 不当決定に住民抗議

大阪高裁（山下郁夫裁判長）は28日、関西電力高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の運転差し止めを命じた大津地裁の仮処分決定（2016年3月）を不服とする同社の抗告を認め、同決定を取り消しました。仮処分は、福井県に隣接する滋賀県の住民29人が申

立てたものです。住民からは「断固再稼働を許さない」と怒りの声があがりました。抗告審で住民側は、いまだに福島原発事故の原因が明らかになつておらず、適正な安全基準を策定すること自体が不可能で新規制基準には合理性がないと主張。関電が設定した

基準地震動（想定される地震の揺れ）や津波予測が過小で安全性が確保されず、各自自治体が策定する避難計画に実効性・合理性がないことなどを指摘し、原発は再稼働すべきでない」と主張しました。大阪高裁の今回の決定は、新規制基準に適合していれば安全だと

いう立場に終始。井戸謙一弁護士は「新たな『安全神話』とも言ふべきもの」と批判しました。申立人の木谷千加子さん（63）は「滋賀県彦根市は『福島原発事故が終わったかのように再稼働を推進する司法と政府のやり方は絶対に許せません。これ

からも福島の人たちと一緒に頑張りたい」と語りました。

「再稼働認めぬ」

滋賀知事

大阪高裁が関西電力高浜原発3、4号機（福井県）の運転を容認する決定を出したことを受け、滋賀県の三日月大造知事は28日、「実効性ある多重防護体制の構築や使用済み核燃料の処理が未整備であり、再稼働を容認できる環境にはない」と述べました。記者団の質問に答えました。